

8月定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月17日（水）午前10時～10時30分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
委員 伊藤 多美恵、内山 信行、河崎 貫一郎、村田 信男、
村田 高子、岡田 保子、落合 直巳、阿部 利男、
野村 文雄、関谷 利彦、磯部 恵子、正司 浩幸、
富永 茂巳、河村 守浩、田中 修・・・（16人）
4. 欠席委員 上田 直樹、大草 知子・・・（2人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明申請について
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第5号 令和5年度宇部市農業施策に関する要望について
議案第6号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見について
第3 報告事項
報告第1号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について
6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、縄田係長

議 長： 定刻となりましたので、8月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は16人です。
欠席は2名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は、議案第1号から第6号までの付議事項23件及び報告事項1件
です。以上で報告を終わります。

議 長： 本日の委員18人中16人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
厚東地区の河村委員、旧市地区の内山委員をお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

（質問、意見なし）

議 長： それでは、これより議事に入ります。
議案第1号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一
括して、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの一番上から4番目までの旧市地区の議案、72番から75番の4件について説明します。
いずれの議案も、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議長： 旧市地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。旧市地区の4件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、72番、73番、74番、75番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの上から5番目から2ページの上から2番目までの厚南地区の議案、76番から79番の4件について説明します。
いずれの議案も、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議長： 厚南地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。厚南地区の4件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、76番、77番、78番、79番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は2ページの上から3番目の東岐波地区の議案、80番について説明します。
本件について、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議長： 東岐波地区の本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。東岐波地区の本件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、80番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は2ページの上から4番目の西岐波地区の議案、81番について説明します。

本件について、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議長： 西岐波地区の本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。西岐波地区の本件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、81番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は2ページの一番下の楠地区の議案、82番について説明します。
本件について、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議長： 楠地区の本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。楠地区の本件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、82番は許可します。
次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は3ページ、農地法第3条の許可申請が2件あります。厚南地区の議案18番、二俣瀬地区の議案19番について説明します。

いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請内容は議案書に記載のとおりです。事務局で申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。本件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、18番、19番は許可します。
次に、議案第3号、非農地証明申請について一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は4ページと5ページ、40番から47番までの8件あります。
44番については、厚南地区協議会から「耕作等をしなくなってから20年以上経過している旨の申請であるが、現況は、セイタカアワダチソウが生い茂っているものの灌木等が繁茂している状況ではなく、農地として復旧するために相当の費用、時間及び労力を要するものとは認められない」との報告がありました。
したがって、宇部市農業委員会現況確認書交付要綱第3条で定められた交付する場合の基準に合致しておらず、非農地証明書の対象とならないものと考えられます。
その他は、いずれの議案も事前の質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

河村委員： 44番については、セイタカアワダチソウが立っている程度だということで、大体の予測はできるのですが、今後の参考にしたいので、現状が確認できる写真などがありますか。

事務局： あります。

(写真を委員に回覧)

村田(信)委員： 過去に同様の非該当があったのか。あったとしたら、何件くらいあったか教えていただけないでしょうか。

事務局： 過去の非該当の事案の正確な件数は承知しておりませんが、ここ数年間につきましては同様の事案はありませんでした。

議長： 私も5年くらい前に隣地との調整で現地に行った事があります。この農地は、水がなかなか引きにくく耕作はし難いようですが、保全管理はきちんと行われていたようです。

本件は農業委員に事前に相談せずに申請されたようですが、写真で御覧になったとおり、セイタカアワダチソウですのでトラクターさえ掛ければ十分農地として利用可能だと思います。

採決に入ります。44番を除く議案第3号について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、44番を除く全件について承認・証明することとします。
44番については、非農地証明は出せないという形で対応したいと思います。
44番について事務局からありますか。

事務局： 44番については、当日資料として配布しておりますとおり、申請者に対し、現況確認書を交付しない旨を、理由を付して通知します。

内容としましては、宇部市農業委員会現況確認書交付要綱第3条第2項に規定する「耕作放棄が10年以上経過し、灌木等が繁茂しているものであり、農地として復旧するために相当の費用、時間及び労力を要するもの」に該当しないことを理由として現況確認書を交付しないという説明をします。

議長： 次に、議案第4号、農地利用集積計画(案)の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は6ページから12ページです。
本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による、利用権の設定の審査となります。内容は議案書に記載のとおりです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
西岐波、二俣瀬、船木、万倉の委員さん、よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

議長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり決定します。
次に、議案第5号、令和5年度宇部市農業施策に関する要望及び議案第6号、農地等利用最適化施策の改善に関する意見について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は別冊です。
いずれの議案も、先月までの各地区協議会での意見聴取結果をとりまとめたものです。

今月の各地区協議会で本案を協議した結果、原案からの若干の修正等がありますので説明します。別冊の下線部分が地区協議会で説明した内容からの修正箇所ですので御確認ください。

修正箇所は、議案第5号については、2ページ目の上の部分「農業生産基盤対策」の2番、2ページ目の下の部分「担い手確保対策」の2番、3ページ目の上の部分「有害鳥獣駆除対策」の1番、議案第6号については、中段の「現場実態を踏まえた安定的な農業経営への支援」の2番のそれぞれの下線部分です。

これらは、地区協議会で御指摘いただいた部分と、各項目における関係機関の現在の実施状況等を考慮し、若干表現を変更させていただきました。

また、今後のスケジュールとして、議案第5号の宇部市への要望は、昨年同様10月の初旬に宇部市長へ直接手渡しします。

回答期限について、昨年までは翌年の1月末までと要望していましたが、本年度は来年度予算策定時期に間に合うよう、11月末頃を期限として提出する予定です。

議案第6号の国・県への意見は、9月初旬に県農業会議へ提出し、県内各市からの意見を取りまとめたものを、9月下旬の県常設審議委員会に諮ったのち、県農業会議より各関係機関へ意見書を提出することとなります。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 私は、ベースとして、農振地域と用途地域と二つに分けて要望を出していると考えています。

特に担い手確保については、宇部市の北部等では集落営農が活発に活動していますが、旧市・西岐波・東岐波、厚南地区では集落営農が難しい中で、小規模農家、特に、現在支援の対象になっていない兼業農家への支援を、ある程度考えていただきたいと、個人的には思っています。

「担い手」「担い手」と言っても、自分の息子が後を継がないような農地では難しいし、息子が何とか家を継いでくれるような体制ができればと思います。

それについては、市への要望は一種の手助けとして活用であり、親御さんが御子息を指導されるという形が一番の基本だと思います。

ただ、食べていければ息子に勤めを辞めて帰ってこいと言えるがそれも難しいし、用途地域では、農家の技術の伝承の問題もあり、大面積を耕作するといってもせいぜい5、6町くらいで、ある程度農機具等をそろえるとどうしても資金が要ります。その辺りを市長に考えていただきたいと思っています。

採決に入ります。本件について原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第5号及び議案第6号は原案どおり決定します。
なお、議案第5号につきましては、市長提出までに若干の語句修正等の必要が発生した場合は、会長に御一任いただきたいと思っておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

付議事項は終わりました。

次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 総会報告事案は1件あります。
報告第1号、議案書は13ページです。
これは、西岐波地区の農地の賃貸借の合意による解約の通知があったことの報告です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これら報告事項であり了解いただきたいと存じます。
次に連絡事項です。市長から宇部市都市計画審議会委員の推薦の依頼が来ています。これについては、引き続き岡田委員を推薦したいと思っております。岡田委員よろしくをお願いします。

事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から、次回日程を連絡)

議 長： すべての議事、報告が終わりました。
これを持ちまして、8月定例総会を閉会します。

(10:30終了)